

令和6年度（令和6年5月実施）
新潟市臨時的任用職員（免許資格職等）
任用試験案内

令和6年4月10日
新潟市総務部人事課
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1
Tel (025) 226-2489（直通）

次のとおり新潟市臨時的任用職員（免許資格職等）任用試験を実施します。

臨時的任用職員とは、正規職員の産前産後休暇及び育児休業などにより代替職員が必要な場合に期限付きで任用する職員で、正規職員と同様の業務に従事します。

1 職種・採用予定人員等

職種	採用予定人員	主な業務内容	勤務場所（予定）
社会福祉	1名程度	区役所保護課等における生活相談、生活指導や生活保護等に関する業務	東区役所
児童発達支援センター相談員	1名程度	ことばや発達に心配のある児童についての相談対応、検査および支援に関する業務	児童発達支援センター
土木	1名程度	下水道工事の設計及び施工、汚水の処理や雨水の排除に関する業務等	西部地域下水道事務所
衛生	2名程度	食品衛生監視等業務	保健所
保育士	15名程度	保育園等における保育業務	保育園

2 受験要件

次の（1）から（3）までの全ての要件を満たす者

ただし、新潟市臨時的任用職員（免許資格職等）任用試験（登録制度を除く）で同職種を受験し不合格となった場合、試験結果の通知日から1年を経過した後でない、受験申し込みはできません。

(1) パソコンの基本操作ができ、ワード・エクセルなどにより文書作成が可能な者

(2) 以下の受験職種に対応する受験要件を満たす者

職 種	受 験 要 件
社会福祉	社会福祉法第19条に基づく社会福祉主事の任用資格を有する者 <u>※社会福祉主事の任用資格の有無に関しては、必ず大学等の資格取得機関又は厚生労働省のホームページ「社会福祉主事任用資格の取得方法」で確認してください。</u>
児童発達支援センター 相談員	保育士・臨床心理士・言語聴覚士・社会福祉士のいずれかの免許資格を有する者
土木	土木に関する専門科目をいずれかの機関で履修し、卒業又は修了した者
衛生	食品衛生監視員の任用資格を有する者 ※注 食品衛生監視員への任用資格を有するには、次の①～④の <u>いずれかに</u> 該当することを要します。 ①都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了すること ②医師、歯科医師、薬剤師または獣医師 ③学校教育法に基づく大学または高等専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業すること ④栄養士で、2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有すること
保育士	保育士資格を有する人

(3) 次のいずれにも該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 新潟市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 試験の方法・試験日・試験場（全職種共通）

試験の方法	試験日	試験会場
個別面接	令和6年5月7日（火）から 5月8日（水）の間で指定する日	市役所本館 新潟市中央区学校町通 1-602-1 （最終ページの周辺案内図参照）

※ 試験の時間・試験会場等の詳細は、受験者全員に事前に送付するメールにて通知します。
(指定される日以外の受験はできません)

4 合格から任用まで

(1) 試験の結果に基づいて合格者を決定します。

合格については、試験終了後おおむね10日以内に郵送で通知します。

(2) 合格者は、任用候補者名簿に登載され、令和6年6月1日から令和6年8月1日までの間に任用します。(衛生は令和6年7月1日から、社会福祉は令和6年8月1日からの任用となる予定です。)

ただし、現に新潟市役所において臨時的任用職員として勤務している人については、その任用期間満了後、順次任用となります。

正規職員の産前産後休暇・育児休業などにより代替職員が必要な場合に、期限付きで任用します。

なお、事情により代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、任用されないことがありますので、あらかじめご承知おきください。(合格者全員が任用されるとは限りません)

(3) 試験当日もしくは任用時に、免許資格等を証する書類をご提示いただきますので、ご承知おきください。

5 任用期間

任用される期間は原則最長1年です。ただし、代替される正規職員が産前産後休暇(約4か月)を取得する場合は、任用期間が1年を超える場合があります。また、代替される正規職員の育児休業の取得状況等によって、任用期間が短くなる場合があります。

《参考》 任用期間が1年を超える例

★代替される正規職員

R6/6/1～産前産後休暇 ～R6/9/30	R6/10/1～育児休業 ※以降も継続して取得⇒
------------------------	--------------------------

★代替する臨時的任用職員(今回採用される人)の採用形態

R6/6/1～臨時的任用職員 ～R6/9/30	R6/10/1～臨時的任用職員(育休代替) ～R7/9/30
-------------------------	--------------------------------

《参考》 任用期間が短くなる例

★代替される正規職員

・・・従前より育児休業取得中	～R6/11/30
----------------	-----------

★代替する臨時的任用職員(今回採用される人)の採用形態

R6/6/1～臨時的任用職員(育休代替)	～R6/11/30
----------------------	-----------

6 試験結果の情報提供について

この試験の不合格者は、試験の結果について、次のとおり閲覧することができます。閲覧を希望する場合には、受験者本人がマイナンバーカード、運転免許証、旅券又は健康保険被保険者証を必ず持参のうえ、直接閲覧場所へおいでください。なお、電話等による情報提供はできません。

対象者	閲覧できる内容	閲覧場所
不合格者	試験の得点及び順位	新潟市役所 本館5階 人事課

※平日（午前8時30分から午後5時30分）のみの対応です。土曜、日曜、祝日及び年末年始は対応できません。

※合格発表から3か月以内に請求してください。

7 給与〔令和6年4月1日現在〕

任用された職員の給料は職種や前歴によって異なり、社会福祉・土木は170,156円～256,264円、児童発達支援センター相談員・保育士は194,464円～293,447円、衛生は203,425円～256,264円、の範囲（地域手当含む）で支給されます。なお、このほかに期末・勤勉手当や、状況により、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などが支給されます。

8 勤務時間・休暇等〔令和6年4月1日現在〕

勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分まで、土・日曜日、祝日及び年末年始は休日となります。（勤務先により異なる場合があります。）また、業務の都合により時間外勤務を命ぜられる場合があります。

※ 児童発達支援センター相談員について、休日は原則上記のとおりですが、土曜日に勤務を命ぜられる場合があります。

※ 保育士の勤務時間は午前7時00分から午後7時15分までのうちの7時間45分、休日は上記のとおりですが、土曜日に勤務を命じられる場合があります。

休暇には、年次有給休暇のほか、特別休暇（忌引、夏季休暇等）があります。

また、任用中はアルバイトなどの副業はできません。


9 受験手続

“令和6年度（令和6年5月実施）臨時的任用職員（免許資格職等）任用試験について” ページ下部の“受験申し込みはこちらから” ボタンからお申し込みください。

※申し込みには、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）への登録が必要です。

※スマートフォンの方は、右の二次元コードもご利用いただけます。下記により手続きをしてください。



<p>手続きに必要なもの</p>	<p>パソコン又はスマートフォン インターネットに接続可能で、本人専用の電子メールアドレスが必要 ※注意 ・特定のメールアドレスは入力できません。 （@がない、@の直前に「.」（ドット）、「.」（ドット）が連続 等） ・返信は『no-reply@city.niigata.lg.jp』や『jinji@city.niigata.lg.jp』のメールアドレスから送信されますので、事前に迷惑メール設定等を解除してください。 ・利用環境の詳細は下記の URL 又は二次元コードからご確認ください。</p> <p style="text-align: right;"></p> <p><URL>https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/portal/requirement</p>
<p>申込み方法</p>	<p>市ホームページにある「令和6年度（令和6年5月実施）臨時的任用職員（免許資格職等）任用試験について」の9受験手続「受験申し込みはこちらから」に必要事項を入力の上、お申し込みください。</p>
<p>受付期間</p>	<p>令和6年4月10日（水）～令和6年4月23日（火）</p>
<p>申込み手順</p>	<p>① 「試験案内」をよく読む。 新潟市ホームページを開く。 トップページ > 市政情報 > 新潟市のご案内 > 人事・職員採用 > 職員採用 > 臨時的任用職員 > 「令和6年度（令和6年5月実施）臨時的任用職員（免許資格職等）任用試験について」9受験手続の「試験案内（PDF）」を必ず読んでください。</p> <p>② 申込み画面に入力する。 ①で指定したページの9受験手続にある「受験申し込みはこちらから」をクリックしてください。申込みには、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）の利用者登録が必要です。登録後、ログインして入力してください。 必要事項を入力して「次へ進む」ボタンをクリックしてください。申込み内容確認画面で入力漏れや入力内容に誤りがないことを確認し、問題がなければ「申請する」ボタンをクリックして送信してください。</p> <p>③ 『申込番号』の控えを取る。 申請をすると、『申請の完了』という画面が表示されます。 その画面に表示されている『申込番号』は申請の進捗状況を確認する時に必要になりますので、必ず印刷かメモ、画面コピー等による保存をしてください。 なお『申請の完了』の画面が表示されない場合は申請が行われていない可能性があります。申請が市に到達されていない場合は受験できませんので、ご注</p>

	<p>意ください。</p> <p>申請状況や申込番号は、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）にログインし、マイページからもご確認いただけます。</p>
申込み後の流れ	<p>申請完了メールが届く。</p> <p>申込みが完了すると間もなく、申請が市に到達したことをお知らせする申請完了メールが自動送信で届きます。</p>
選考日程等の連絡	<p>新潟市において受付確認後、令和6年4月24日以降に受験申込時に入力された指定のメールアドレスに面接試験の日時をご連絡します。</p> <p>※令和6年4月25日までにメールが届かない場合は、令和6年4月30日までに下記担当者までご連絡ください。</p>
試験当日に必要な書類	<p>□ 宣誓書</p> <p>新潟市ホームページ上の以下のページよりダウンロードしてください。</p> <p>トップページ > 市政情報 > 新潟市のご案内 > 人事・職員採用 > 職員採用 > 臨時的任用職員 > 「令和6年度（令和6年5月実施）臨時的任用職員（免許資格職等）任用試験について」9受験手続の「宣誓書（PDF）」</p> <p>□ 資格証（原本）</p> <p>※ 受験要件に記載されている資格等で、資格証が発行されないものについては不要です。</p> <p>（注意事項）</p> <p>・<u>宣誓書には写真（縦4cm・横3cm程度）を貼付し、必ず署名をしてください。</u></p> <p>・記入漏れがある場合や忘れた場合は受験できないことがあります。</p>

※ 電子申請による申し込みができない方は、郵送での応募も受け付けておりますので、**令和6年4月15日（月）**までに下記担当者までお問い合わせください。

< 担 当 者 >

新潟市役所 総務部人事課 臨時的任用職員任用試験担当
TEL：025-226-2489 FAX：025-228-5500

1 0 受験申込み上の注意事項

- (1) 入力事項に事実と異なる入力をした場合には、採用される資格を失うことがあります。
- (2) 入力漏れがある場合は受け付けません。

1 1 試験当日の注意事項

- (1) 試験当日は、指定された時間までに試験会場にお越しください。
遅刻者は受験できません。
- (2) 試験当日は、以下のものを必ず持参してください。

□ 宣誓書

□ 資格証（原本） ※

※ 受験要件に記載されている資格の中で、資格証が発行されないものについては不要です。

- (3) 試験当日は、面接試験にふさわしい服装でお越しください。
- (4) 駐車場の利用を希望する方は、市役所本館駐車場をご利用ください。(民間運営のため有料です。)
- (5) 試験中は、スマートフォンや携帯電話の電源をお切りください。
- (6) ごみは必ずお持ち帰りください。
- (7) 受験会場は敷地内禁煙です。
- (8) 試験中に災害等不測の事態が発生した場合は、職員の指示に従ってください。

《試験会場周辺案内図》

試験会場：新潟市役所（新潟市中央区学校町通1-602-1）



【注意事項】

市役所付近の有料駐車場を利用できますが、駐車料金の減免処理をすることはできません。駐車場を利用される方は、ご注意ください。